

マイナンバー制度に関する 特定個人情報保護評価書(素案)に ご意見をお寄せください

区では、特定個人情報(個人番号を含む個人情報)を取り扱う対象事務の評価を再実施し、同評価書を一部修正しましたので、マイナンバー法に基づき意見を募集します。

▶**対象**＝個人住民税の賦課に関する事務の評価書(素案) ▶**全文の閲覧場所**＝課税課(区役所3階③窓口)・区政資料室(区役所1階⑦窓口)・区立各図書館・区ホームページ ▶**閲覧期間・意見書の提出**＝8月15日(必着)まで、素案に対する意見と申込記入例(4面)の項目を明記のうえ、直接または郵送・FAX・Eメールで、課税課係5248-7099 so-zeimu@city.itabashi.tokyo.jp ※提出された意見に個別の回答は行いません。意見に対する区の考え方を後日公表します。

- ▶**問**
- 評価書(素案)について**…課税課係 ☎3579-2095
 - 特定個人情報保護評価について**…区政情報課個人情報保護係 ☎3579-2020
 - マイナンバー制度について**…マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178(平日9時30分～20時、土曜・日曜・祝日は17時30分まで)

個人情報保護条例及び個人情報の 取扱について定める関係条例の 改正(案)にご意見をお寄せください

個人情報保護法の改正に伴い、本条例及び関係条例を改正します。
▶**全文の閲覧場所**＝区政資料室(区役所1階⑦窓口)・各地域センター・区立各図書館・区ホームページ ▶**対象**＝区内在住・在勤・在学の方、区内事業者、区内で活動する個人・法人・団体など ▶**閲覧期間・意見書の提出**＝8月12日～31日(必着)に、改正案に対する意見と申込記入例(4面)の項目、法人・団体の場合は名称・所在地・代表者氏名、区内で活動する個人・法人・団体の場合は活動内容を明記のうえ、郵送・FAX・Eメール・区ホームページで、区政情報課個人情報保護係 ☎3579-4213 kjyoho@city.itabashi.tokyo.jp ※提出された意見に個別の回答は行いません。意見に対する区の考え方を後日公表します。

問 合 区政情報課個人情報保護係 ☎3579-2020

お知らせ

保育園・幼稚園入園ガイダンス

▶**とき**＝8月17日(水)・18日(木)、各1日制、10時～17時 ▶**ところ**＝グリーンホール1・2階ホール ▶**内容**＝認可保育施設・認証保育所・幼稚園などの利用案内 ▶**定員**＝各日200人(申込順) ※申込方法など詳しくは、区ホームページをご覧ください。 ▶**問**＝保育サービス課入園相談係 ☎3579-2452

チャット相談を始めます

7月19日(火)から、チャット相談を始めます。家庭・男女間の暴力などの悩みを匿名で相談できます。ぜひ、ご利用ください。
▶**とき**＝平日、14時～20時 ▶**対象**＝区内在住・在勤・在学の方 ※詳しくは、区ホームページをご覧ください。 ▶**問**＝男女社会参画課男女平等推進係 ☎3579-2486

分別・資源回収にご協力ください

リチウムイオン電池の分別回収
リチウムイオン電池・同電池内蔵の製品を可燃ごみに出すと、火災が発生する可能性があり大変危険です。分別回収にご協力をお願いします。
夏季の資源回収
夏季は、びん・缶・ペットボトルの回収量が増えるため、資源回収が遅れる場合があります。

【いずれも】

※詳しくは、区ホームページをご覧ください。 ▶**問**＝資源循環推進課清掃事業係 ☎3579-2218

樹木の適正管理にご協力ください

家庭・事業所などの敷地内から道路に伸びている樹木は、歩行者・自転車・自動車などの通行の妨げとなり、交通事故につながる可能性があります。樹木の剪定・伐採などにご協力をお願いします。

▶**問**＝南部土木サービスセンター工事調整係 ☎3579-2508、北部土木サービスセンター工事調整係 ☎5398-7333

新築・改築したときは 住居表示の届出が必要です

住居表示の届出は、建物完成日の約1か月前から受け付けています。届出がない場合は、住居番号が確定しないため、その建物への住民登録(転入・転居)ができません。また、出入口の位置が変わると、住居番号が変わる場合があります。

アパート・マンションの名称を変更したり、戸建物件を賃貸アパートにしたりした場合は、名称変更の届出をお願いします。また、住居表示板の劣化・紛失などで再交付を希望する場合は、お問い合わせください。

▶**問**＝戸籍住民課住民台帳係 ☎3579-2207

板橋駅西口周辺地区 まちづくり説明会

▶**とき**＝7月23日(土)10時～11時30分・25日(月)19時～20時30分、各1日制 ▶**ところ**＝ハイライフプラザ ▶**内容**＝市街地再開発事業・駅前広場再整備・地区計画などの進捗 ▶**定員**＝各日100人(先着順) ※当日、直接会場へ。 ▶**問**＝地区整備課板橋駅周辺係 ☎3579-2556

生活環境影響説明書の 縦覧・意見書の提出

区内在住・在勤・在学の方と区内事業者は、意見書を提出できます。

▶**対象店舗**＝(仮称)板橋蓮根計画(蓮根2-35-4など) ▶**縦覧期間**＝9月14日(水)まで ▶**縦覧場所・意見書の提出先・問**＝10月14日(必着)まで、直接または郵送で、産業振興課商業振興係(情報処理センター5階、〒173-0004板橋2-65-6) ☎3579-2171

「高齢者・シニア世代 生活ガイドブック」をご活用ください

区の高齢者施策・相談窓口などを紹介する冊子です。

▶**配布場所**＝長寿社会推進課(区役所2階⑩窓口)・各区民事務所・各健康福祉センター・おとしより保健福祉センター・各福祉事務所・区ホームページ ▶**問**＝長寿社会推進課計画調整係 ☎3579-2371

募集

学習指導員(会計年度任用職員)

▶**募集人数**＝若干名 ▶**勤務期間**＝9月～来年3月 ▶**選考**＝書類・面接 ※勤務時間・賃金など詳しくは、募集案内をご覧ください。 ▶**募集案内などの配布場所**＝子ども家庭総合支援センター・区ホームページ ▶**申込・問**＝必要書類を、簡易書留の場合は7月22日(消印有効)・直接の場合は25日(月)まで、子ども家庭総合支援センター援助課運営係(〒173-0001本町24-17) ☎5944-2374

板橋区民まつり出店

▶**とき**＝10月15日(土)・16日(日) ※2日間の出店 ▶**ところ**＝板橋一中・板橋大山公園など ※場所の指定不可 ▶**対象**＝責任者が区内在住・在勤の個人・団体 ※東京都暴力団排除条例・東京都板橋区暴力団排除条例に定める暴力団・暴力団員と関与がある者は出店不可。関与の有無を警察署に照会し、関与が認められた場合は、出店を取り消します。 ▶**募集数**＝20店舗(抽選) ▶**出店スペース**＝3.6m×2.7m ▶**費用**＝3万円 ▶**申込書などの配布場所**＝くらしと観光課(情報処理センター6階)・区ホームページ ※郵送を希望する場合は、94円切手を貼った返信用封筒(定型、住所・氏名を明記)を別封筒で郵送してください。 ▶**申込・問**＝7月29日(必着)まで、申込書を直接または郵送で、くらしと観光課事業推進係(〒173-0004板橋2-65-6) ☎3579-2251

自転車活用推進計画を策定しました

自転車の活用と通行空間の整備を推進し、だれもが安心・安全に移動できるまちを実現するため、本計画を策定しました。

▶**意見の件数**＝41件(14人) ▶**意見の概要と区の考え方(抜粋)**＝表 参照 ▶**全文の閲覧場所**＝土木計画・交通安全課(区役所5階⑭窓口)・区政資料室(区役所1階⑦窓口)・各地域センター・区立各図書館・区ホームページ ▶**問**＝土木計画・交通安全課土木計画係 ☎3579-2296

表 意見の概要と区の考え方(抜粋)

意見の概要	区の考え方
自転車が安全に高速で走行するために、通行空間の整備は必要だと思うが、道路の狭い区内でどこまで整備可能なのか。	道路幅員に応じた整備を進めていきます。自転車ネットワーク路線の中で道路幅の狭い場所には、自転車・自動車が車道上の通行空間を共用する矢羽根型表示(車道混在)を整備する予定です。
ルール・マナーの違いの記載は、とても有意義だと思う。様々なことに厳格な法整備・ルール化を求める風潮があるが、その多くはお互いを思いやる気持ち・譲り合いで解決できると思う。全てをルール化するのではなく、マナーでフォローする考え方があるのではなか。	自転車の正しい乗り方・交通法規などのルールだけでなく、相手への思いやりの行動であるマナーも大切だと考えています。関係機関・団体と連携して普及・啓発に取り組み、だれもが安心・安全で快適に移動できる環境の実現をめざしていきます。

※意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

